

浜松市告示第 197 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 に基づき、令和 7 年度浜松市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成 25 年浜松市条例第 58 号）第 6 条に基づき告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

浜松市長 中野 祐介